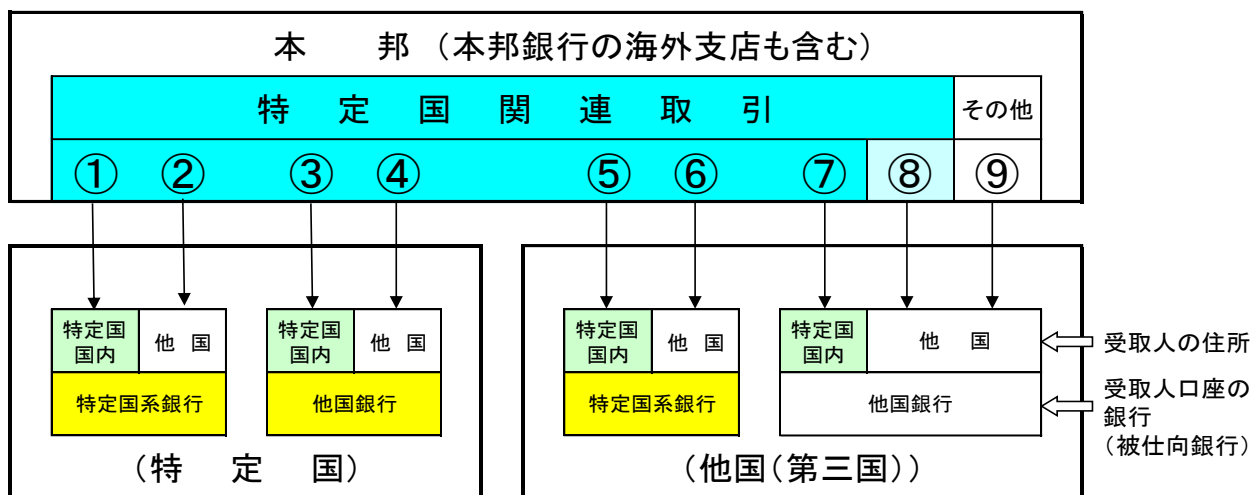


第3章 参考資料

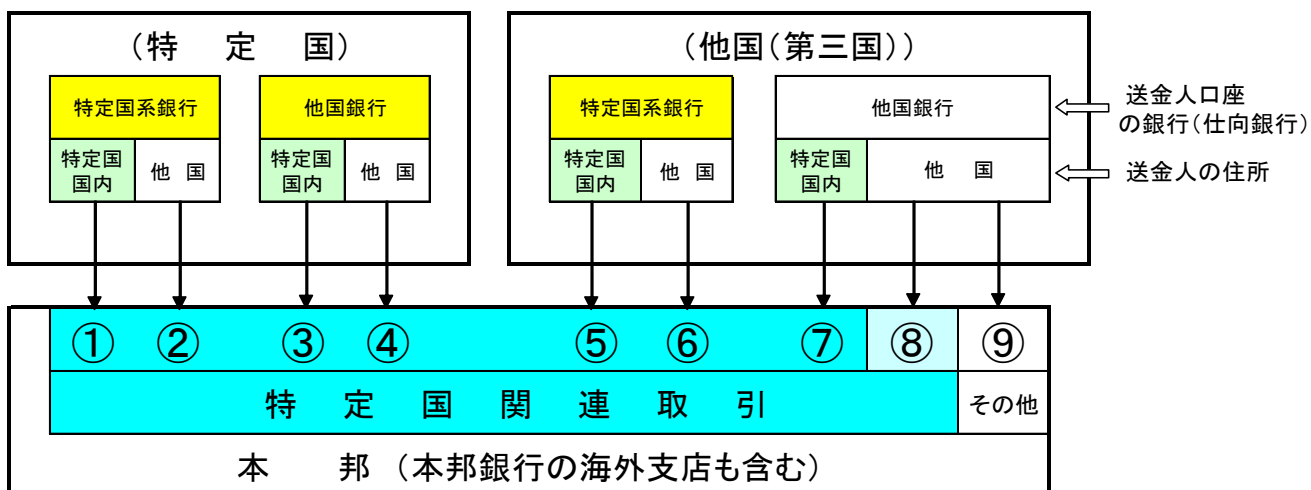
1. 特定国関連取引（仕向送金・被仕向送金）の概念図

(1) 仕向送金



- (注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する仕向送金である。
 2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当する取引のうち、特定国に関連する取引目的(商品名)や都市名等が取引関係書類に含まれる場合等、第三国を迂回して取引が行われるおそれがあると認識した仕向送金である。

(2) 被仕向送金



- (注) 1. 「明らかに特定国に関連する取引」とは①～⑦に該当する被仕向送金である。
 2. 「特定国に関連すると疑われる取引」とは⑧に該当する取引のうち、特定国に関連する取引目的(商品名)や都市名等がスィフト電文等に含まれる場合等、第三国を迂回した取引のおそれがあると認識した被仕向送金である。

2. 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

本留意事項は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法」という。）第2条第2項第38号に掲げる両替業務を行う者（以下「両替業者」という。）が法第4条に規定する取引時確認等、法第8条に規定する疑わしい取引の届出等の義務を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

(1) 取引を行う目的の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）第7条第1項第1号ノに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

両替業務

自然人	法人/人格のない社団又は財団
<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金	<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金
<input type="checkbox"/> 留学費用	<input type="checkbox"/> 決済資金
<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用	<input type="checkbox"/> 給与支払費用
<input type="checkbox"/> 決済資金	<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(2) 職業及び事業の内容の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業・事業内容

職業 (自然人)	事業の内容 (法人/人格のない社団又は財団)
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 会社員／団体職員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員／ 契約社員	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 主婦	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
<input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方	<input type="checkbox"/> 不動産業
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他 ()

(3) 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング等への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国の両替業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第11条に規定する「取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置」として、各両替業者に対応が求められる事項を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各両替業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクの程度等に応じ、自らが特定及び評価したリスクを低減させるため、より適切な措置を講ずるよう努めなければならないことに留意する。

① 取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置

取引時確認の完了前に顧客等と行う取引については、取引時確認が完了するまでの間に当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、例えば、取引の全部又は一部に対し通常の取引以上の制限を課したり、顧客等に関する情報を記録したりするなどして、十分に注意を払うこと。

② 二百万円以下の両替取引に関する措置

二百万円以下の両替取引についても、二百万円を若干下回ったり、取引を分割して二百万円以下に金額を引き下げているなどの取引は、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、十分に注意を払いつつ、

当該取引が施行令第7条第3項に規定する「分割取引等」に該当すると判断した場合には、適切に対応すること。なお、例えば、複数の店舗等において両替取引を行っている場合には、関係する役職員と各店舗等で把握した顧客情報及び当該顧客との取引内容を共有するなど、分割取引等を的確に検知するための措置を講ずることが求められる。

③ 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行うなど、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクがあることを踏まえ、例えば、取引金額にかかわらず取引時確認を実施する、通常の本人確認に加えその他の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を確認する、顧客等しか知り得ないID及びパスワードを交付する、取引金額及び取引回数に上限を設定する、取引頻度や顧客等のIPアドレス等を継続的にモニタリングするなどして、十分に注意を払うこと。

④ 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

⑤ 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽っている（例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。）など、ハイリスク取引の疑いがあるかどうかを的確に判断するため、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を継続的にモニタリングすること。また、特定事業者作成書面等により特定及び評価した自らのリスクを前提として、最新の内容に保たれた取引時確認事項を活用し、リスクが高いと判断した顧客については、厳格な顧客管理を実施することが求められる。